

明治大学大学院先端数理科学研究科 博士学位取得のためのガイドライン(2023 年度以降入学用)

【本研究科で授与する学位】

現象数理学専攻	博士（数理科学）	Doctor of Mathematical Sciences
	博士（統計科学）	Doctor of Statistical Science
先端メディアサイエンス専攻	博士（工学）	Doctor of Engineering
	博士（理学）	Doctor of Science
	博士（数理科学）	Doctor of Mathematical Sciences
ネットワークデザイン専攻	博士（工学）	Doctor of Engineering
	博士（理学）	Doctor of Science

【博士学位請求の要件】

在学期間

- (1) 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けていること。
ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本研究科委員会の議を経て、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該修業年限を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- (2) 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた後退学した者にあつては、博士後期課程入学の日から起算して8年以内に限り、研究科委員会の許可を得て再入学し、課程博士の学位を請求できるものとする。

修了要件

- (1) 学位論文作成のため、指導教員による必要な研究指導を受けなければならない。
- (2) 先端数理科学発展講義A又はBのいずれか1科目2単位以上を修得しなければならない。
- (3) 先端メディアサイエンス専攻においては、先端メディアサイエンス発展研究Ⅰ～Ⅵのうちから、4単位以上を修得しなければならない。
- (4) 指導教員が研究指導上必要と認めた場合には、博士前期課程設置科目、別表1の2に規定する研究科間共通科目、他の研究科の科目（専門職学位課程を含む。）並びに単位互換協定による他の大学の授業科目を履修することができる。

研究業績

- (1) 学会誌・協会誌・専門学術誌等の査読付の学術的刊行物に発表された学術論文が1編以上あること。
- (2) 掲載予定（採用決定）のものは証明になるものを添付すること。

研究倫理教育の受講

本学が定める研究倫理教育を受講していること。

研究指導

以下に掲げる本研究科学位請求までのプロセスを経ている者とする。

【学位請求までのプロセス】

研究指導体制

入学試験出願時に希望した研究指導教員及び研究計画書における内容を勘案し、研究指導教員を決

定する。指導教員の助言の下、研究計画を作成し、学位取得に向けて研究を進める。

1 年次

① 研究テーマの決定

学生の興味、研究室のこれまでの実績及び指導教員の助言などに基づき学生が発案する。

② 研究計画の策定

設備、能力等を考慮しながら計画を立てる。

③ 「研究計画書」の作成・提出

所定の時期までに、「研究計画書」を作成し、主指導教員に提出する。主指導教員は学生の研究計画の到達状況を確認し、面談を行うものとする。

1 年次から 3 年次

④ 研究の遂行と検討及び外部発表

研究結果の解析とその内容の十分な理解の上に、今後行なう作業を検討する。その際には複数の指導教員と十分に協議しながら、進めていく。その上で公表できる成果が得られた場合には、学術論文、学会等で積極的に発信していく。

⑤ 論文の作成

得られた結果を取捨選択し、論文へとまとめていく。必要な追加研究についても議論する。

3 年次

⑥ 学位請求論文の完成

学位請求論文提出年においては、これまでの研究を総括しつつ、研究業績及び成果をまとめ、指導教員の推薦を経て、学位請求論文を提出する。

【博士論文に求められる要件】

博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められるものであり、かつ、本研究科の博士論文として相応の質・量、内容・水準を備え、以下の点に留意したものでなければならない。

- (1) 論文の独創性
- (2) 研究テーマの学問的意義・適切性
- (3) 論文の体系性
- (4) 先行研究の調査
- (5) 理論的分析・実証的分析
- (6) 論旨・主張の統合性と一貫性
- (7) 形式的要件

【博士学位請求時の提出書類・提出期日等】

提出書類

(1) 学位請求論文

表紙は、本学所定様式（先端数理科学研究科のホームページからダウンロード）を使用すること。

(2) 論文要旨（本学所定様式：先端数理科学研究科のホームページからダウンロード）

(3) 学位請求書（本学所定様式：先端数理科学研究科のホームページからダウンロード）

指導教員の署名を得たうえでスキャンデータを提出すること。また、論文題名は邦文には英文訳を、英文には邦文訳を付すこと。

- (4) 履歴書（本学所定様式：先端数理科学研究科のホームページからダウンロード）
暦年は西暦表記とする。
- (5) 業績書（本学所定様式：先端数理科学研究科のホームページからダウンロード）
暦年は西暦表記とする。
- (6) 明治大学学術成果リポジトリ登録・公開許諾書（本学所定様式：先端数理科学研究科のホームページからダウンロード）
- (7) 博士学位請求論文等の研究不正防止に係る届出書

提出期日等

- (1) 提出期日：論文提出年度の11月下旬～12月上旬
(毎年度本研究科委員会において、承認の得られた審査スケジュールに従う。)
- (2) 提出先：
Oh-o! Meiji グループへの提出を原則とする。
ただし、ファイルサイズの制限などにより Oh-o! Meiji での提出ができない場合は、別途研究科の定める方法により提出する。事前にファイルサイズを確認し、所定の制限を超える可能性がある場合は、提出方法について研究科に問い合わせること。
なお、受付は、指定提出期間内のみとし、提出締切時間経過後は、理由の如何を問わず受け付けられないので、十分注意すること。
- (3) 審査手数料：不要

【学位審査の概要】

指導教員による承認

博士学位を請求しようとする者は、博士論文提出資格を満たし、指導教員から当該論文の内容・水準・形式について確認及び指導を受け、指導教員が博士学位請求に十分な水準であると判断をした場合に、論文を提出することができる。

研究科委員会による受理審査

研究科執行部は提出された学位請求論文について、申請資格と当該論文の形式要件について確認を行う。研究科執行部が提出資格と論文の形式要件を満たすと判断した場合、研究科委員会を開催し、当該論文の受理について指導教員からの推薦をもとに審査し、受理の可否を決定する。

論文発表会の実施（論文提出年度の12月下旬～1月下旬）

論文発表会は論文受理手続プロセスの一環であり、実施にあたっては、実施10日前に公示を行い、公開とする。

審査委員による本審査

研究科委員会は、学位請求論文としての受理を決定した論文に対して、主査1名及び副査2名以上の審査委員を選出する。

審査委員は、当該学位請求論文を中心としてこれに関連ある科目について、試問の方法により審査を行う。審査終了後、審査委員は研究科委員会に可否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出する。

学内機関による審査

研究科委員会は審査委員からの報告をもとに、審議のうえ投票により可否を決定する。研究科委員

会で合格と認められた者は、大学院委員会の承認を経て、博士学位が授与される。

【学位審査等に関わる教員の責務】

審査委員の構成と責務

審査委員は、指導教員のほか、当該論文に関連ある科目の担当教員2名以上（審査のため必要がある場合は、研究科委員会の議を経て、講師又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を求めることがある）により構成し、厳正なる学位審査に努めるものとする。

各教員の責務

各教員は、研究科委員会における審査において、当該学位論文を公正かつ客観的に評価し、当該学位の水準を保つよう努めるものとする。

【博士学位論文の公表】

審査要旨の公表

博士学位が授与された場合は、当該学位論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

学位論文の公表

博士学位論文は、本学学位規程第22条に準拠してこれを公表しなければならない。

明治大学学位規程 第22条

本大学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、明治大学審査学位論文と明記して、当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を、求めに応じ、閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本大学の定めるところに従って、インターネットの利用により行うものとする。

※ 「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると本大学が承認した場合をいう。

例 ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を越えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士学位を授与された日から1年を越えて生じる場合

なお、これらの場合においても、やむを得ない事由が解消された際には、速やかに博士論文全文をインターネットで公開しなければならない。

※ 博士学位論文提出にあたり、学位請求者は博士学位論文をインターネットにより公表することについての

著作権関係上の諸問題を解消しておかなければならない。

例 ○ 刊行物の場合、出版社の了解を得ておくこと。

○ 引用の図版・写真がある場合、著作権者の同意を得ておくこと。

※ 博士学位論文が、特許などの申請に関連する場合、同申請手続きについては論文提出前に行っておかなければならない。なお、手続き方法等について不明な場合は、指導教員の指示を受けた後、各キャンパスの研究知財事務室に相談すること。

本学及び国立国会図書館における公表

- ・ 博士学位論文の要旨及び全文は「明治大学学術成果リポジトリ」により公表される。
- ・ 明治大学学術成果リポジトリにより公表された博士学位論文の要旨及び全文のデータは、国立国会図書館において利用に供される。